令和6年10月のガイドライン改定のポイントについて

別紙1

1. クラウドサービスの利用に対する対応

- リスクアセスメントの結果を踏まえ、Web会議等の目的で、LGWAN接続系の業務端末からインターネット経由で、特定のクラウドサービスを安全に利用するための対策（アクセス制御等）をα'モデルとして規定。

2. 業務委託先管理の強化

- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（政府統一基準）の改定内容に沿って、委託事業者に実施させるセキュリティ対策の定期的な確認や、業務委託契約時、委託実施期間中、終了後について、地方公共団体が講じるべき措置や委託事業者に求めるべき対策をそれぞれ規定。
- 業務委託の契約項目として、個人情報漏えい防止のための技術的安全管理措置に関する取り決めを新たに規定し、具体例を交えた解説や、契約不適合責任に関する民法の規律に関する解説を追加。

3. 機密性分類基準の見直し

- 地方公共団体が扱う住民の個人情報の量や種類、頻度が大きく重要であることから、現行ガイドラインと同様に、個人情報を自治体機密性３情報に分類した上で、自治体機密性３の情報を、国の機密性分類（政府統一基準）等を参考に３つ（３A、３B、３C）に細分化し、国の機密性分類との対応関係を明確にする。
- 国の機密性分類と区別するため「自治体機密性」の名称を新たに用いる。

4. サイバーレジリエンスの強化等

- サイバー攻撃を受けることを念頭においた対策の強化や、サービス不能攻撃(DDoS攻撃)を踏まえた対策について記載。
- ゼロトラストアーキテクチャを実現する機能の一部と考えられる「動的なアクセス制御」について、政府統一基準の内容を解説に記載。